

生活に関する生徒心得及び校則規程

【生徒心得】 四万十高校の生徒としての自覚と責任を持ち、規律ある生活を送ること。

1 校内生活

- (1) 常に校舎内外の清潔美化を心掛けること。
- (2) 登校後は放課時間まで許可なく外出しないこと。
- (3) 校内の施設・備品は丁寧に扱い、許可を必要とする物については、必ず届け出をし、許可を得て使用すること。万一破損したときは直ちに連絡すること。
- (4) 所持品には名前を明記すること。万一、盗難・紛失、拾得した場合には、直ちに学校に届け出ること。

2 校外生活

- (1) 学校において禁止されている場所に立ち入らないこと。
- (2) 列車・バスなどの公共交通機関及び公共施設等を利用する場合は、マナーを守って行動すること。
- (3) 原付バイク・自転車の利用については別に定める校則規程に従うこと。

3 家庭生活

- (1) 夜間外出は原則として午後10時迄とする。(高知県青少年保護育成条例第19条 午後10時から午前4時までの間(深夜)には青少年の外出は禁止)
- (2) 外泊する時は必ず保護者等の了解を得ること。
- (3) アルバイトに関しては校則規程に従うこと。

4 服装

- (1) 服装は学校指定の制服とする。
- (2) 休日等に登校する場合も制服・体操服・部活動指定の服装とする。
- (3) 服装は6月1日より夏服、10月1日より冬服を目安とし、気象状況に応じて柔軟に移行期間を設ける。

5 問題行動に対する生徒指導について

本校の定めた校則に違反した場合や、高校生として社会通念を逸脱した行為、人権侵害、違法行為等を行った場合は、今後の学校生活を真剣に考えてもらうため、反省を促し、指導を行います。生徒のみなさんは、20歳未満そして高校生であることを自覚し、日々の生活を送るよう注意してください。

【校則規程】

1 服装について

制 服	スカート・・・長さはひざにかかることとする。ウエストを折り込んで短くしない。 ズボン・・・裾をほどいたり、引きずったりしない。 カッターシャツ・・・ズボンから裾を出さない。 ネクタイ・リボン・・・緩めないようにする。
ベスト	学校指定（購入自由）。
上履き	学校指定。落書きをしない。
肌 着	（男子）カッターシャツ・ポロシャツの下に着る肌着は白（単色）とする。 （女子）カッターシャツ・ポロシャツの下に着る肌着は白・ベージュ、黒、紺（単色）とする。 ただし、直径10センチまでのワンポイントは認める。ハイネックは禁止する。
ソックス ストッキング	ソックスは白、黒、紺、灰色とし、柄もの、ライン入りは禁止する。 ただし、ワンポイントは可とする。くるぶしソックス（ショートソックス、スニーカーソックス等）、ルーズソックスは禁止する。 ストッキングは黒とする。
セーター カーディガン	黒・紺色（無地・Vネック）のみとする。 学校指定でないものは制服としては認めないので、必ずブレザーと共に着用する。 ブレザーの裾から下に出ないように注意する。
コート マフラー	登下校時以外、校舎内での着用は禁止する。
靴	革靴・運動靴を基本とする。 サンダルは禁止する。
ベルト	黒のシンプルなものとする。
頭 髪	清潔感を保持する。
ヘアピン 等	華美でないものとする。
脱色・染色	禁止。 脱色・染色した場合、黒く染めてもすぐに色が落ちるので、継続して指導を行う。
パーマ	禁止（ストレートパーマも同様）。
化 粧	禁止。 眉は整える程度とする。リップクリームは無着色・薬用のものとする。
アクセサ リー類	ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット等のアクセサリは禁止。 （違反した場合は生徒指導部にて、下校時まで一時預かり指導とする）

上記の校則に違反した場合は、生徒指導部にて注意し改善されるまで継続的に指導を行うほか、下校時までの一時預かりとなりますので注意してください。

2 校内生活について

(1) 携帯電話やスマートフォン

① 携帯電話等の使用に関する心構え

- ・携帯電話やスマートフォンの自己管理のできない者は持ってこないこと。
- ・使用できない時間帯、場所において、疑わしい行為はしないこと。
疑わしい行為とは、手に持っていること、机の上に置いていること等。
- ・公共の場では、マナー違反について気をつけること。
マナー違反とは、長時間使用していること、複数の人数で使用していること、公共のマナーに反する行為等。

② 携帯電話等の学校内への持ち込みについての基本的な考え方とルール

- ・朝ホームから終ホーム終了まで電源を切る。(マナーモードも禁止)
- ・校舎等の施設内では使用禁止とする。(部室・トイレ・体育館等も使用禁止)
- ・特別な理由で使用したい場合は、教員に許可を得て使用する。
- ・持ち込んだ携帯電話やスマートフォンの自己管理を徹底する。
- ・不適切な使用が発覚した場合は一時預かり指導等を行う。
不適切な使用とは、使用できない時間帯や使用できない場所で使用すること。使用できない時間帯に電源を入れていること。(マナーモードも禁止)
- ・休日等に登校する場合も同様の扱いとする。

③ 問題が生じたときの対応

- ・違反に対する指導について

※ 不適切な使用が発覚した場合には次の指導を行う。

1回目 注意、反省文

2回目 生徒部長厳重注意、反省文

3回目 反省文の後、保護者等に直接返却

※ 定期試験中に教室への持ち込みが発覚した場合は不正行為とみなし、該当教科科目の試験点数は0点とし、生徒指導の対象とする。

- (2) 自動販売機・・時間を決めて販売する。空き缶やビンを捨てるときは必ず分別すること。マナーが悪い場合、販売を一時停止する。
- (3) 必要のないものの持ち込みを禁止する。(携帯音楽機器、ゲーム機、トランプ、お菓子等)
- (4) 校外に出るときは、生徒指導部まで申し出て外出許可を得ること。
- (5) 貴重品(財布等)の持ち込みには十分注意し、自己管理すること。
- (6) 忘れ物や紛失物のないよう、所持品には必ず名前を明記すること。

3 校外生活について

- (1) 自転車の2人乗りや無灯火運転などの違法行為は慎むこと。

自転車は所定の場所に駐輪し、カギをかけること。(大正地区:「お好み焼きいちかわ裏」)

- (2) パチンコ、カラオケボックス、ゲームセンターへの立入りは禁止する。
ただし、カラオケボックス、ゲームセンターは保護者同伴の場合を除く。
- (3) 深夜徘徊は補導の対象となる。

4 アルバイトについて

- (1) 希望者は生徒指導部まで届け出ること。

- (2) 以下のアルバイトは原則として禁止する。
 - ※ 未成年者が立ち入りを禁止された場所
 - ※ 19時以降
 - ※ 宿泊を伴うもの
- (3) 定期試験期間中(試験発表日～試験最終日)は禁止する。

5 免許取得について

- バイク免許取得について(詳細は「原付バイクに関する規程」に定める)
 - (1) バイクの使用は原則として通学目的のみとする。
 - (2) 原動機付自転車免許は学校長の許可を得て取得すること。
 - (3) バイク通学の範囲は、自宅から学校もしくは最寄りの駅まで4 km 以上20 km 未満の距離がある場合のみ認める。特別な事情がある場合は生徒指導部まで申し出ること。
 - (4) バイクは必ず所定の場所に駐輪すること。
- 普通運転免許取得について(詳細は「自動車学校入校に関する注意事項」に定める)
 - (1) 普通運転免許は学校長の許可を得て取得すること。
 - (2) 3学年の2学期中間試験以降から進路決定者に限り自動車学校への入校を認める。
ただし、自動車学校への登校は、2学期期末試験終了後からとする。
 - (3) 免許センターでの本免許試験は、原則として卒業式の翌日以降とする。

6 18歳選挙(政治的活動等)に関して

年齢が満18歳以上になると選挙権を有することになり、高校生であっても有権者として選挙運動等を行うことも認められることとなりました。しかし、高校生は学校の定めるルールにより学校内外での政治的活動等について制限がなされる場合があります。著しい違反があった場合は、生徒指導の対象にもなりますので、留意して行動するようにしてください。

- (1) 学校の構内での選挙運動や政治的活動
 - ① 教科・科目等の授業や、生徒会活動、部活動等の教育活動の場において、生徒が選挙運動や政治的活動を行うことは禁止
 - ② 放課後や休日等であっても、学校の構内で生徒が選挙運動や政治的活動を行うことについては、制限又は禁止
- (2) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動
家庭の責任の下で判断し行うことができますが、以下の場合については、必要かつ合理的な範囲内で、制限又は禁止する場合があります。
 - ① 違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合
 - ② 政治的活動等に熱中するあまり、学業や生活などに支障があると認められる場合
 - ③ 他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどにより、学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合